

県南広域振興局長告示第184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、花泉土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年12月12日

県南広域振興局長 遠藤達雄

理事

加藤早人 一関市花泉町金沢字前鹿野28番地2